

改正

令和5年5月30日規則第25号

大磯町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 教育・保育等の関係者
- (2) 幼稚園又は保育園の関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 公募町民
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に関く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和5年5月30日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。